

参 考

「介護保険料納入通知書の写し」の取扱いについて

- (1) 介護保険料納入通知書等の写しは、住所、氏名、保険料段階が写っていないものは無効になります。また、紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーする必要があります。両面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。

該当部分



年度歳入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書

●通知書の発付事由：
●保険料額の算定

被保険者番号

お問い合わせはこちらの窓口へ

●特別徴収の場合の特別徴収義務者及び年金種別

●普通徴収の場合の納付方法

期 間	月 数	世帯の課税状況等	第1	保険料段階（年額）(円) ④	減免額(円) ⑤	保険料額(円) ⑥=④-⑤

この通知書は、今年度の課税状況等に基づき、今年度の確定した介護保険料をお知らせするものです。

- 1 介護保険料の計算
世帯への課税や、世帯からの収入などにより、今年度中に本市の介護保険の第1号被保険者となられた場合は、その月から月単位で保険料額を計算し、誕生月や転入届出月の翌月から納めていただきます。（各月1日生まれで65歳になられた方は、誕生月の前月から計算し、誕生月から納めていただきます。）
また、転出や死亡により資格喪失した場合は、喪失月の前月までの保険料額を月単位で計算します。保険料の計算の趣旨、お返しする保険料がある場合には、別途「還付金通知書」によりお知らせします。
なお、納付方法が特別徴収の場合、本年度以降に世帯の世帯主が年金から差し引かれて納めずともなることがありますが、お返しする保険料がある場合は改めてお知らせします。
- 2 介護保険料の納付方法等
令和7年4月1日現在において65歳以上で、下表の特別徴収の対象者に該当する旨の通知が年金保険者から本市にあった方は、令和7年10月以降、特別徴収となります。
- | 特 別 徴 収 | 普 通 徴 収 |
|---|-------------------------------|
| 被 収 者
世帯主、世帯主、世帯主、世帯主のうち、いずれか一つでも年額18万円以上受給されている方 | 特別徴収以外の方 |
| 納付方法
年金から介護保険料が差し引かれます。納付書又は口座振替（自動払込）により納付していただきます。 | 納付書又は口座振替（自動払込）により納付していただきます。 |
| 納 付 月
令和6年度年金支給月（4、6、8、10、12、2月） | 毎月 |
- ※介護保険料については、被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。
●納入通知書の主な内容の点字版もご希望の方は上記お問い合わせ窓口へご連絡ください。

●各月の保険料額

保 険 料 額		世帯主の保険料額	
特別徴収(円)	普通徴収(円)	特別徴収(円)	普通徴収(円)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計額			
注：市区分（西側）			

○普通徴収の場合の納付期限

納期	納 期 限	納 期 限
1月	12月	
2月	1月	
3月	2月	
4月	3月	
5月	4月	
6月	5月	
7月	6月	
8月	7月	
9月	8月	
10月	9月	

○普通徴収の場合の納付場所

銀行などの金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）
区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア

○歳入科目

①(合計) ②(介護保険) ③(介護保険収入) ④(保険料) ⑤(介護保険収入) ⑥(年金保険料) ⑦(年金保険収入)

※表の「世帯主及び世帯員に関する事項」を必ず記入してください。

- (2) 介護保険料納入通知書の写しは、最新のものを添付する必要があります。

		実施月		
区 分	発行月	4～6月	7月	8～3月
前年度の確定版	(前年7月)	○	○	—
当年度の暫定版	4月	○	○	—
当年度の確定版	7月	—	○	○

※高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種は、秋以降に実施するため、必ず当年度の確定版の介護保険料納入通知書の写しが必要になります。